学生団体結成等に関する取扱要項

（平成２６年３月１０日学長決裁）

（令和５年２月７日最終改正）

（趣旨）

第１条　学生が課外活動を行うために学内において団体（以下「学生団体」という。）の結成等をしようとするときは，学生の厚生補導に関する規則（平成１６年島大規則第１００号）及び学生懲戒規則（平成１６年島大規則第１０３号）に定めるもののほか，この要項により取り扱うものとする。ただし，学生が１学部に限る場合を除く。

（学生団体結成の条件）

第２条　学生団体を結成しようとするときは，次の条件をすべて満たさなければならない。

一　本学職員の中から顧問を置き，活動上の指導・助言を受けること。

二　構成員が複数学部にわたり，５名以上いること。

三　部則・会則等を有し，その部則・会則等に団体の名称，活動目的及び活動内容等が明確に規定されていること。

四　活動実績の年数が，原則として１年間を超えていること。

（学内学生団体結成届）

第３条　学生団体を結成しようとするときは，学内学生団体結成（継続）届（別紙様式１）に部員名簿，団体の部則・会則等及び活動実績を示す書類を添え，学長に申請しなければならない。

２　学長は，前項による申請があったときは，学生支援委員会の議を経て学生団体の結成を承認するものとする。

（学内学生団体継続届）

第４条　学生団体が，当該団体を継続しようとするときは，学内学生団体結成（継続）届（別紙様式１）に部員名簿，年間活動計画及び前年の活動実績を添え，毎年５月末までに学長に提出しなければならない。

（学生団体代表者・顧問変更届）

第５条　学生団体は，代表者又は顧問に変更が生じたときは，速やかに学生団体代表者・顧問変更届（別紙様式２）を学長に提出しなければならない。

（部則，会則等の変更）

第６条　学生団体の部則，会則等に変更が生じたときは，その都度速やかに教育・学生支援本部学生支援センター長（以下「学生支援センター長」という。）に届け出なければならない。

（合宿・遠征届）

第７条　学生団体が課外活動のため合宿又は遠征を行うときは，事前に合宿・遠征届（別紙様式３）を学生支援センター長に提出しなければならない。

（大会成績・活動状況報告）

第８条　学生団体が大会等に参加した場合，大会終了後１ヶ月以内に大会成績・活動状況報告書（別紙様式４）を学生支援センター長に提出しなければならない。

（課外活動に係る事故報告等）

第９条　学生団体は課外活動中に事故が発生したときは，別に定める「課外活動等で事故が起きた時の対応と連絡体制」に基づき対応及び連絡し，速やかに課外活動事故報告書（別紙様式５）を学長に提出しなければならない。

２　当該学生団体は事故発生後１カ月以内に課外活動中の事故に関する再発防止策について（別紙様式６）を学長に提出しなければならない。

（学生団体解散届）

第１０条　学生団体を解散したときは，学生団体解散届（別紙様式７）を学長に提出しなければならない。

（顧問の役割）

第１１条　顧問は次の各号の役割を担うものとする。

一　学生団体の代表者等に対し，定期及び随時に報告を求め，活動実態を把握するとともに，各種届出書類の事前承認を行うこと。

二　前号の活動実態把握等に基づき，学生団体の安全への配慮及び助言を行うこと，及び学生団体の運営が大学教育の範囲を逸脱しないように助言を行うこと。

（学生団体の承認取り消し）

第１２条　第３条第２項により承認された学生団体が，第４条の学内学生団体継続届を提出する際に第２条の条件を満たさなくなったときは，当該学生団体に対して学生支援センター長が条件を満たすよう指導を行うものとする。

２　学生支援センター長に前項の指導を受けた学生団体が，翌年度に学内学生団体継続届を提出する際においても第２条の条件を満たしていなかった場合，学長は当該学生団体に係る結成の承認を書面により取り消すものとする。

（学生団体の解散，活動停止及び訓告の処分）

第１３条　学長は，学生懲戒規則第１３条に基づき，学生団体に懲戒処分を行うことができる。

（教育的指導）

第１４条　学生支援センター長及び顧問は，活動停止又は訓告の処分を命じられた学生団体に対して，処分理由の重大さを認識させるとともに再発防止を図るため，教育的指導を行うものとする。

（その他の学生団体）

第１５条　この要項に定める学生団体以外の学生が自主的な活動するための団体及び任意に活動するための団体は，第３条から第９条を準用し，学生支援センター長に報告するよう努めるものとする。

附　則

この要項は，平成２６年４月１日から実施する。

附　則（平成２７年３月１１日一部改正）

この要項は，平成２７年３月１１日から実施する。

附　則（平成２９年５月１日一部改正）

この要項は，平成２９年５月１日から実施する。

附　則（平成２９年１０月２５日一部改正）

この要項は，平成２９年１０月２５日から実施する。

附　則（平成３０年３月２０日一部改正）

この要項は，平成３０年４月１日から実施する。

附　則（令和３年４月１日一部改正）

この要項は，令和３年４月１日から実施する。

　　附　則（令和４年５月２７日一部改正）

この要項は，令和４年３月２２日から実施する。

　　附　則（令和５年２月７日一部改正）

この要項は，令和５年２月７日から実施する。ただし，別紙様式１のうち，「５．部員数」に「材料エネルギー学部」を加える改正は，令和５年４月１日から実施する。